別記様式２

動物用生物学的製剤（豚熱予防液）使用許可に係る誓約書

|  |
| --- |
| 遵守事項  （接種対象農場における以下の遵守事項について御確認ください。） |
| １　　認定農場において、許可を受けた登録飼養衛生管理者に以外に予防注射をさせない。  ２　　家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示に従い、接種を実施する。  ３　　作業手順書に従う。  ４　　申請に係る接種対象農場以外への接種を行わない。  ５　　ワクチンの譲渡又は引渡しを行わない。  ６　　豚熱ワクチン接種票で指示されたワクチン接種の実施期間を遵守する。  ７　　ワクチン接種後にワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を移動する場合には、法第７条の規定の例により標識を付す。  ８　　ワクチン等の管理を適切に実施する。  ９　　予防注射を行う前月20日までを目途に接種対象農場を管轄する家畜保健衛生所（以下「家保」という。）へ豚熱予防液使用計画書を提出する。  10　　予防注射の実施状況について、前月分を毎月５日までに農場を管轄する家保に報告する。また、法第52条(報告徴求)の規定による報告を家保から求められた際は、速やかに報告する。 |

豚熱予防液の使用に際して上記事項を遵守します。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　長野県知事　　様